

離職（倒産・解雇など）により 国民健康保険へ加入された方への 国民健康保険料の軽減制度について

世帯内に次の事由に該当される被保険者がいる場合、届出により該当される被保険者の前年の給与所得を30/100とみなして、保険料を計算する等の軽減措置を受けることができます。

1. 【対象となる被保険者（特例対象被保険者等）】

次の①～③の要件、すべてを満たす方

- ① 平成21年3月31日以降に離職した方
- ② 離職した日において65歳未満の方
- ③ 雇用保険受給者（雇用保険受給資格者証）の特定受給資格者（離職理由コード 11、12、21、22、31、32）又は特定理由離職者（離職理由コード 23、33、34）の方
「雇用保険特例受給資格者証（短期雇用者の離職に対する一時金の給付）」「雇用保険高年齢受給資格者証（65歳以上の離職に対する一時金の給付）」の方は該当しません。

※ 離職理由コードの詳細については、裏面をご覧ください。

※ 受給期間を終了したこと等により、雇用保険受給資格者証を紛失などされた方は、管轄の公共職業安定所にお問合せください。

2. 【軽減措置の内容】

- ① 国民健康保険料算定の基礎となる前年所得のうち、給与所得を30/100とみなして保険料を算定します。
- ② 高額療養費等の所得区分の判定についても、前年給与所得を30/100とみなして区分を判定します。

3. 【軽減適用の期間】

離職した日の翌日の属する月から翌年度末まで。

※離職日が令和3年4月10日の場合
軽減適用期間は
令和3年4月から令和5年3月まで

4. 【申請に必要な書類】

- ① 国民健康保険料特例対象被保険者等届出書 ※長岡京市ホームページからも印刷できます。
- ② 雇用保険受給資格者証（両面）
- ③ 国民健康保険証

郵送で申請される場合は、①と②③の写しを同封の上、下記の宛先にお送りください。

〒617-8501 長岡京市開田1丁目1番1号 長岡京市役所 国民健康保険課管理係

特定受給資格者の離職理由コードと離職理由

離職理由コード	離職理由
11	解雇
12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止め(雇用期間3年以上の雇止め通知あり)
22	雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

特定理由離職者の離職理由コードと離職理由

離職理由コード	離職理由
23	期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)
33	正当な理由のある自己都合退職
34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12ヶ月未満)

【正当な理由のある自己都合退職の例】

- 1 体力の不足、心身の障がい、疾病、負傷、視力・聴力・触覚の減退による離職
- 2 妊娠、出産、育児により離職し、雇用保険の受給延長措置を受けた
- 3 父母の死亡、疾病、負傷又は常時本人の看護を必要とする親族の疾病等による離職
- 4 配偶者や扶養親族と別居を続けることが困難となった
- 5 次の理由により通勤が困難となった
 - (1)結婚に伴う住所の変更
 - (2)育児に伴う保育園等への保育の依頼
 - (3)事業所の通勤困難な地への移転
 - (4)自己の意に反する住所移転
 - (5)鉄道、軌道、バス、その他の運輸機関の廃止又は運行時間の変更等
 - (6)本人又は配偶者の事業主の命による転勤や出向に伴う別居の回避

※離職理由等の詳細については、管轄の公共職業安定所にお問合せください。